

農山漁村振興交付金事業の実施に係る研修生募集要項

1. 募集人員

農山漁村振興交付金事業の実施に係る研修生 1名

2. 概要

現在、住み継ぐたんば協議会では農林水産省の交付金を活用し、古民家等を活用した地域マネジメントを行い、空き家問題など地域課題の解消、さらには観光振興や若者の移住促進につなげていく事業に取り組んでいます。

その一環として、人の交流を促すことで地域の中と外をつなぎ、地域の活性化につながるような農泊（地域資源を生かした宿泊、食事、体験をセットにした旅行プラン）プログラムの計画実施を進めており、その運営に取り組んでいただける意欲溢れる研修生を募集します。

3. 研修内容

- ①地域資源を発掘・活用し、また情報発信や営業活動などにより地域の外と中をつなぎ、丹波を訪れ滞在する人の流れを促す農泊プログラムを立案・実施する
- ②地域全体に広く認知され多様な事業所や住民個人などが関わることのできる農泊の運営モデル確立に向け、昨年度から活動している研修生1名と地域住民による委員会と連携・協力する
- ③その他、当該事業の実施運営に関する全般的補助

4. 応募資格

- (1)「3. 研修生募集の背景及び4. 研修内容」に沿った活動が可能な方。
- (2)丹波市外に生活の拠点（現在、住民票を置いている住所）を置く方。ただし、既に丹波市に住民票の異動を行った方は対象外とします。
- (3)平成30年10月1日（月）から着任できる方。
- (4)委嘱日（着任日）に、年齢満20歳以上50歳未満の方。
- (5)心身共に健康で誠実に活動することができ、地域住民と協力しながら、移住・定住の促進、空き家の利活用による地域活性化を目指し、積極的に行動することができる方。
- (6)ウェブサイトのコンテンツ作成やデータの登録・抹消・変更等ができる方。
- (7)普通運転免許を有している方。
- (8)研修期間終了後も丹波市に定住し、本事業に関わっていく意欲がある方。

5. 研修の日程・時間・場所

- (1)研修日 週3～4日間程度（土日祝日の活動をお願いする場合があります）
- (2)研修時間 1日につき7時間45分以内
- (3)研修場所 丹波市内及び近隣市（原則）

6. 雇用形態及び期間

- (1) 農山漁村振興交付金事業の実施に係る研修生として住み継ぐたんば協議会会長が委嘱します。住み継ぐたんば協議会との雇用関係はありません。
- (2) 委嘱期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。
- (3) 研修生としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても、解嘱することがあります。

7. 報償金

研修の対価として報償金 8,300 円/日 (1,071 円/時間) を支払います。
ただし、その活動に他から何らかの金銭が支給されている場合には、報償金を支給しません。

8. 応募手続き

(1) 応募期間

平成 30 年 8 月 27 日 (月) から 9 月 23 日 (水) まで **[※必着]**
(応募状況等により、応募期間内でも募集を打ち切る場合があります)
郵送又はメールにて提出してください。郵送された書類は返却しません。

(2) 応募書類

- ・ 応募用紙兼履歴書 1 部
- ・ 住民票 1 部

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒669-3832 兵庫県丹波市青垣町中佐治 361 番地 12
一般社団法人 Be 内 住み継ぐたんば協議会 事務局 (担当: 中川)
E-Mail info@be-tamba.com TEL 090-6732-1776

9. 選考

(1) 第 1 次選考 (書類審査)

応募期間終了後、概ね 2 日程度で結果を通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に、丹波市にて第 2 次選考 (面接) を実施します。

※第 2 次選考は、平成 30 年 9 月中旬～下旬を予定しています。

※上記、第 2 次選考試験 (面接) に出席される方は、個人負担で出席下さい。

(3) 最終結果の報告

第 2 次選考の面接結果により、合否の判定を面接日の翌日から起算して 7 日以内に通知します。